

軽自動車税 税額表

(2026.4.1 現在)

原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車

車 種		税 額	
原動機付自転車	第一種 一般原付	総排気量 50cc 以下、又は定格出力 0.6kW 以下（特定原付以外）	2,000 円
	第一種 一般原付（新基準原付）	総排気量 50cc 超 125cc 以下、 かつ最高出力 4.0kW 以下	2,000 円
	第一種 特定原付	定格出力 0.6kW 以下、 長さ 1.9m 以下、幅 0.6m 以下、 最高速度 20km/h 以下（注1）	2,000 円
	第二種 乙	総排気量 50cc 超 90cc 以下、 又は定格出力 0.6kW 超 0.8kW 以下	2,000 円
	第二種 甲	総排気量 90cc 超 125cc 以下、 又は定格出力 0.8kW 超 1.0kW 以下	2,400 円
	ミニカー	総排気量 20cc 超 50 cc以下、 又は定格出力 0.25kW 超 0.6kW 以下 （注2）	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	最高速度 35km/h 未満	2,400 円
	その他	最高速度 15km/h 以下（注3）	5,900 円
軽 二 輪 車		総排気量 125cc 超 250cc 以下	3,600 円
二 輪 の 小 型 自 動 車		総排気量 250cc 超	6,000 円
被けん引車二輪		（ボートトレーラ等）	3,600 円

(注1) ・定格出力 0.6kW 以下、長さ 1.9m 以下、幅 0.6m 以下、最高速度 20km/h 以下（再掲）
 ・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
 ・AT 機構がとられていること
 ・最高速度表示等が備えられていること（道路運送車両の保安基準第 66 条の 17）

(注2) 排気量又は定格出力のほか、下記のいずれかに該当する車両
 ・輪距が 0.5m 超で三輪以上の車
 ・輪距が 0.5m 以下で車室を有する四輪以上の車
 ・輪距が 0.5m 以下で側面が解放されていない車室を有する三輪の車

(注3) ・長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.8m 以下、最高速度 15km/h 以下
 （フォークリフト、ロードローラ等）

乗用装置のある農耕作業用小型特殊自動車（トラクター、コンバイン、田植機等）やその他の小型特殊自動車（フォークリフト・ロードローラ等）は、軽自動車税の課税対象となるため、登録の申告、並びに標識交付を受けていただく必要があります。

また、農耕作業用自動車は、道路運送車両法の小型特殊自動車に該当します。原動機付自転車、小型特殊自動車は、「公道を走行しない（工場内や農地でしか使用しない）」、「しばらく使用しない」、「現在使用していない」車両でも、所有していれば課税の対象となります。

上記に該当しない車両等で事業の用に供しているものは、「固定資産税（償却資産）」の申告の対象となります。

軽三輪車・軽四輪車

車種区分		税 額		
		初 度 検 査 年 月		初度検査年月から13年 を経過した車両（重課）
		～平成27年3月	平成27年4月～	
三 輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪（乗用）	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
四輪（貨物）	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

令和8年度税制改正により、令和10年3月31日まで（一部、令和8年3月31日まで）に新規検査（新車新規課税申告）を受けた一定の環境性能を有する四輪以上及び三輪の軽自動車については、その燃費性能に応じて、初度検査の翌年度に限り軽自動車税が軽減される「グリーン化特例」（軽課）が適用されます。（注1）

なお、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

車種区分		税 額	
		電気自動車・天然ガス自動車(※1) (75%軽減対象車両)	ガソリン・ハイブリッド車(※2) (50%軽減対象車両) (注2)
三 輪		1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)
四輪（乗用）	営業用	1,800円	3,500円
	自家用	2,700円	—
四輪（貨物）	営業用	1,000円	—
	自家用	1,300円	—

(注1) 新規検査（新車新規登録）の翌々年度以降のグリーン化特例（軽課）の適用はありません

(注2) 令和8年3月31日までに新規検査（新車新規登録）を受けた車両が対象

(※1) 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減達成車 または 平成30年排出ガス保安基準達成車

(※2) 平成17年排出ガス保安基準 NOx75%低減または平成30年排出ガス保安基準 NOx50%低減達成車について、令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準90%達成車